

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

令和7年2月5日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 中原 正顕

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本購入に係る落札決定及び契約締結は、当該購入に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

1. 当該招請の主旨

本購入は、沖縄総合事務局開発建設部の施工する土木工事の積算に用いるため、月刊「積算資料」や「積算資料電子版」に掲載されている材料単価及び機械賃料の電子データを購入するものであり、納品の要件を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、3.の応募要件を満たし、本購入に参加を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して、企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 調達概要

(1) 調達品及び数量

令和7年度月刊「積算資料」資材価格等データ購入 一式

(2) 納入回数及び納入日

納入回数 計13回 令和7年4月～令和8年3月まで毎月1回。

(令和8年3月のみ2回納入(内1回はシステム稼働確認用仮単価))

納入日 月刊「積算資料」の発売同月の20日迄。ただし、20日が土曜日・祝祭日又は日曜日の場合は、それぞれ19日又は21日の納品とする。

履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の認定を受けている又は申請中であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争参加資格の再認定を受けていること。)なお、令和7年4月1日までに上記一般競争参加資

格における九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けていなければならない。

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 沖縄総合事務局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

[1] 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。[2]において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。[2]において同じ。）の関係にある場合

[2] 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、[1]については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

[1] 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

[2] 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

[3] 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3. その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記 1. 又は 2. と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局長発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑦ （一財）経済調査会が唯一有する月刊「積算資料」や「積算資料電子版」の掲載単価データについて、本購入の調達品を納入するにあたりデータの入手を要する場合は、競争参加に先立ちあらかじめ（一財）経済調査会にデータの提供に関して書面により許諾を得ていること。

4. 購入目的

本データ購入は、土木工事の積算にあたって使用している月刊「積算資料」や「積算資料電子版」において、掲載している建設資材及び機械賃料等の価格データを電子媒体で購入するものであり、その価格データを沖縄総合事務局開発建設部が発注する工事等の積算に使用する資材単価及び機械賃料を決定するための基礎資料とするものである。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2号館

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係

電話 098-866-0031(内線 2526・2527)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年2月5日(水)から令和7年2月25日(火)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時15分まで。(1)と同じ場所で配布。

希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年2月25日(火)17時15分 (1)と同じ場所に持参又は郵送(書留郵便に限る)すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出
予定期限：令和7年3月17日(月)17時15分

(4) 詳細は説明書による。